

学生各位

学生支援部長

緊急事態宣言に伴う 学生の課外活動について

緊急事態宣言の延長に伴い9月1日から緊急事態宣言解除までの期間において**緊急性を要する活動であり、以下に示す感染防止対策をとることができる**と判断した上で、活動を希望する団体は、緊急事態宣言下であることを念頭に置き、感染対策を十分に行った上で以下に記載の3点を学生サービス課に提出し、許可を得てください。紀尾井町キャンパスについては、引き続き、緊急事態宣言期間が終了するまでの活動は全て停止とします。

【活動の際の留意点】

● 以下の3点を必ず提出してください。提出がない場合は、活動を許可できませんので注意してください。

1. 『活動計画書』

未提出団体のみ提出。既に許可されている団体は再度提出の必要はありません。

2. 『体温・体調チェック表』(様式は任意)

大学が実施している、「学生健康チェック」とは別に実施してください。

1週間ごとにまとめ、指導者のチェックを受けたことがわかるものを allclub@jiu.ac.jp または学生サービス課窓口へ提出してください。

3. 『発熱時の連絡マニュアル』(様式は任意)

allclub@jiu.ac.jp または学生サービス課窓口へ提出してください。

※8月に提出されている場合は、変更がない限り、再提出の必要はありません。

- 活動計画書を提出するにあたり、団体内で感染対策を共有するミーティングを実施してください。
- 活動計画書は、2週間単位での活動計画を提出してください。練習試合、公式戦等については別途活動計画書を提出してください。
- 千葉県内での活動を原則とし、緊急事態宣言及びまん延防止地域にあたる県への移動を伴う活動は自粛してください。
- 活動時間は20時までとし、宿泊、夜間の活動は停止とします。活動終了後20時には帰宅できるスケジュールで活動してください。

活動計画書提出の際は、以下の内容を感染予防対策として盛り込むとともに、各団体における感染防止対策を記載してください。

- ① 毎日の「学生健康チェック」の提出（体温・体調チェック表とは別途実施してください）

大学 Web サイト掲載

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=5f3bKUo_m06avDVTNDMKag5UtPIRYMpHhCb7KD-eD4hUN1NMSEQ2Ull5UFpFUDFNrkU4Rk5CRFZYWi4u

- ② 3つの密(密閉、密集、密接)を避けた活動
- ③ 発熱した者がいないこと、感染者、濃厚接触者がいないことの確認
- ④ 以下に示す衛生管理・実施方法の工夫と確認の徹底

<衛生管理>

- ・マスクの着用
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの励行、確認
- ・アルコール消毒の実施
- ・室内の場合、こまめな換気の実施

<実施方法の工夫>

- ・参加者間のスペースが確保できること
- ・不特定多数でないことの確認
- ・参加時間・練習時間の短縮をしていること

- ⑤ 風邪等体調不良の場合は、必ず指導者へ報告し、課外活動等への参加は自粛してください。同居している家族の方に発熱や風邪の症状がある場合も自粛してください。
- ⑥ 活動への参加は任意とし、参加を強制しないよう指導と周知を行ってください。

大学は、学生、地域の方々の安心・安全に配慮する責任があることをご理解いただき、ご協力をお願いします。情報は常に変化していますので、最新情報に注意を払うようにしてください。

【本件問い合わせ先】

学生サービス課 TEL:0475-55-8808